

# 経済要録

## 国内

### ◆住専問題に関する新たな措置について

自由民主党、社会民主党、新党さきがけの与党3党は、3月5日、「住専問題に関する新たな措置について」を発表した。その内容は以下のとおり。

上向きはじめた景気を本格的な回復軌道に乗せ、国民生活の安定に資するため、平成8年度予算については、政府原案通り衆議院を通過させ、年度内に成立させるべきである。

不良債権問題は日本の直面する喫緊の課題であり、問題を先送りすることなく果敢な取り組みが求められている。なかでも日本の不良債権問題の象徴となっているいわゆる住専問題は、住専自体を整理・解散させ、その早期処理を行うこととした。

このことによって国内のあらゆる預金者の不安と動揺を防ぎ、国内金融システムの安定をさらに図ることとする。また、わが国の金融が国際金融の中に占める地位から生じるわが国の責務もまた果たさなければならない。住専問題を果敢に処理することにより、国民に信頼される新しい金融秩序の確立に向けて歩みださなければならない。今後、住専7社の債権回収の実効をあげ、国民の理解と支持を得るための最大限の努力を払いつつ、住専処理に必要な関連法案の早期成立を図り、住専処理機構の実働を一日も早めて十分に機能するようにすべきと考える。

不良債権問題は、バブル経済の過程で生じたものであり、今般の住専問題処理に国民の負担を招いたことについて、政治・行政の責任が極めて重いものであることは論を待たない。

また、住専各社と住専に出資し事実上その経営にあたった母体行の責任は重大であり、責任の明確化を図り、広い視野に立った新たな寄与を母体行等の金融機関に求める。同時に、農協系統にも新たな寄与を求めることとする。

住専処理案が国民の直接・間接の負担となる以上、あらゆる責任を徹底的に解明し、その責任を追及することが国民の理解を得るために欠かすことのできない道である。したがって、事案の大小にかかわらず民事・刑事・税務などあらゆる手段を駆使して責任を徹底追及する。

これまでの国会審議を通じ、十分な審議時間があつたにもかかわらず野党より整合性のある、また実現可能性のある対案が示されなかったことは、国会での論議を実り多きものにするという観点からは誠に残念なことである。

与党三党は、住専問題について国民の理解を得ることに今後とも全力を挙げるとともに、特に以下の点に真正面から取り組む。

#### 1. 責任の明確化と徹底追及

- (1) あらゆる刑事責任が厳格かつ適正に追及されるよう、政府・司法当局に強力な

申入れを行う。

- (2) 住専処理機構が引き継ぐ資産に関わる損害賠償請求権については、迅速かつ厳正にそれを行行使し、法人・個人の別なくこれを実現する。とくに、紹介融資、迂回融資等については、厳格かつ容赦ない解明を早急に行い、あらゆる責任を追及する。
- (3) 組織的な金融犯罪等を徹底的に追及するための捜査体制を充実強化する。
- (4) 借り手が資産分散等により返済義務のがれようとする行為についても、あらゆる法的手段を駆使してその追及を行い、債権回収を行う。
- (5) 住専や融資元の金融機関の役員等にかかるあらゆる責任を厳格に追及する。
- (6) 責任追及は住専処理機構の業務とあわせ、並行的にこれを行う。これによって責任問題を看過した処理スキームでないことを明らかにする。

## 2. 衆議院に調査特別委員会設置

責任問題の解明と債権回収を徹底して進めるために、衆議院に強力な調査能力を持つ調査特別委員会を設置する。住専処理機構および預金保険機構からの調査特別委員会への定期報告を義務付け、債権回収、法的責任の追及等が適正・迅速に行われているかどうかを監視する。金融行政についても調査する。

## 3. 金融行政の改革

大蔵省中心の金融行政・検査・監督のあり方について総点検を行い、自己責任原則

の確立と透明性の高い新しい金融システムの構築に取り組む。

与党の「金融行政をはじめとする大蔵省改革プロジェクトチーム」においてその作業を早急に行い、今国会中に改革案をまとめ、早期に実現を図る。大蔵省改革については今国会中に基本方針をまとめる。

## 4. 天下り等の抜本的是正

天下り等については、その社会的批判に応え、与党において抜本の見直しを検討する。特に大蔵省の指定職員の金融機関役員への再就職については、自省と自粛の観点に立ち、速やかに国民の理解を得られる対応を求める。

## 5. 農協系金融機関の改革

系統金融機関の改革については、与党にプロジェクトチームを設けて今国会中に基本方針をまとめる。系統金融機関も日本の金融の一環であるという自覚を強く促し、大胆な再編を図る。早期に国会においてこのための法整備を行う。

なお、農協のあり方についても同プロジェクトチームにおいて検討する。

## 6. 回収強化と金融犯罪取り締まりのための特別立法措置等

- (1) 不良債権の回収を促進するための民事執行法の改正、住専から住専処理機構への資産譲渡にともなう債権の消滅時効の停止、金融犯罪の重罰化と取り締まりの強化等の立法措置を今国会中に行う。
- (2) 住専処理機構と預金保険機構が一体に

なって民事・刑事両面にわたる法的責任追及を進めるため、検察・警察・国税関係者の起用、法律専門家の登用などを含め適切な人員配置を行う。

- (3) 日本経済を停滞させている大量の不良債権の回収を容易にするため、不動産競売が円滑かつ迅速に行われるよう執行裁判所の体制強化・環境整備等の施策を講じる。
- (4) 暴力団等の組織犯罪を排除するため強力な措置をとる。

#### 7. 金融機関と農協系統の新たな寄与

金融機関と農協系統に対し、今後7年程度で財政支出6,800億円に相当する寄与を求める。結果として、国民の負担を大幅に軽減することとする。これらの措置により、長い目でみれば、国民経済全体に対し、前記6項目の措置とあわせてはるかに大きな還元になる。

- (1) 民間金融機関は、今後7年間で1.5兆円規模の経営の合理化・効率化を行い、5,000億円程度の税収増をもって国への新たな寄与を行う。この実施状況について定期的にフォローアップし、公表する。さらに、大蔵省を通じて国会に報告する。
- (2) 農協系統は、今後7年間で少なくとも6,000~7,000億円規模の経営の合理化・効率化を行い、1,800億円程度の税収増をもって国への新たな寄与を行う。この実施状況について定期的にフォローアップし、公表する。さらに、農林水産省を通じて国会に報告する。

### ◆現金担保付債券貸借取引について

日本証券業協会は、3月19日、現金担保付債券貸借取引について、「債券貸借取引に関する基本契約書」(ひな型)の改訂を決定した。現金担保付債券貸借取引については、平成7年9月の「経済対策」において、「平成7年中を目処に、債券の貸借取引において、金融機関、証券会社が貸出者となる場合に借入者から担保として受けた現金に対して課している付利制限を廃止する」旨が盛り込まれ、平成7年12月には日本証券業協会の自主ルール等が改正されるなど、取引基盤の整備が進められてきた。

### ◆大蔵省、「対外決済に係る規制緩和及びいわゆる証券外為の拡大について」を公表

大蔵省は、3月21日、「対外決済に係る規制緩和及びいわゆる証券外為の拡大について」を公表した。その概要は以下のとおり。なお、対外決済に係る規制緩和および証券外為の拡大については、外国為替等審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会(平成8年3月22日に中間報告書を公表)において検討が行われていた。

#### 1. 決済関係の規制緩和

- (1) 交互計算制度の抜本的な規制緩和
  - ・ 複数国の企業間のマルチ・ネットィングを可能とする
  - ・ 業種制限の撤廃
  - ・ 記帳限度額1億円の撤廃等
- (2) 当事者間の相殺等の包括許可
- (3) 期間に関する特殊決済

- ・特殊決済方法を許可制の対象から外す  
(ただしOECDの輸出信用ガイドラインの適用を受ける輸出を除く)

## 2. 証券外為関係の規制緩和

- (1) 先物為替予約を締結できる時期について
  - ・ヘッジ為替取引の取扱
  - ・前受け為替取引の取扱
- (2) 通貨関連のデリバティブ取引について
  - ・居住者投資家との通貨オプション取引の解禁
  - ・居住者投資家との通貨スワップ取引の拡大(取引の時期の拡大、ポジションの容認)
  - ・引受通貨スワップの取引の拡大(対象発行体の拡大、ポジションの容認)
  - ・円金利スワップ取引の拡大(取引の時期の拡大、海外関連会社との取引)
- (3) 証券外為業務の拡大に伴う外国為替持高の適正な管理

## ◆時価発行公募増資のガイドラインの撤廃について

大蔵省は、3月21日、4月中に時価発行公募増資のガイドラインを撤廃する方針を発表した。これは、同日、日本証券業協会が、エクイティ・ファイナンスにおけるディスクロージャーの充実について、下記基本方針を発表したことに応じたもの。時価発行増資のガイドラインとは、平成5年12月、大蔵省が時価発行公募増資の再開に際し提示したもの(例えば、ROEが概ね10%以上、等)であり、証券界等から早期撤廃

ないし緩和の要望が強まり、証券業協会において、ディスクロージャーの充実を実現するための具体策が検討されていた。

## 1. ディスクロージャーの充実・要請

- (1) 発行会社に対し、次の項目について、発行決議時の記者発表資料の記載内容を充実するよう要請。
  - ①調達資金の使途
  - ②会社収益への影響
  - ③配当方針
  - ④潜在株式による希薄化情報
  - ⑤過去のエクイティ・ファイナンスの状況
- (2) 上記(1)の内容を可能な範囲内において有価証券届出書に記載するよう要請。
- (3) 引受幹事証券会社が発行会社に対し上記(1)および(2)の要請を行うよう、「有価証券の引受けに関する規則」を改正。

2. 上記1.の(1)における記者発表資料については、引受証券会社が投資家に、適宜周知を図る。

## 3. 開示された情報のフォローアップとその結果公表

- (1) 上記1.に公表された情報については、事後的に引受証券会社がフォローアップし、所定の様式により本協会へ報告。
- (2) 本協会は、当該報告を取りまとめ、定期的に公表。
- (3) 上記(1)および(2)の公表については、「有価証券の引受けに関する規則」を改正。

#### 4. 市場関係者の意識向上策

本協会において、市場関係者の理解、意識の向上を図るためのパンフレットを作成するとともに、積極的にその内容の普及に努める。

の要件等、④報告制度、⑤外為法の水際的な性格、⑥通貨主権、⑦その他（電子マネー等）を指摘している。なお、同専門部会は、6月を目処に報告を取りまとめる予定。

### ◆外国為替等審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会の中間報告書について

外国為替等審議会は、3月22日、国際金融取引における諸問題に関する専門部会の中間報告書「国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備について－国際金融業務の新たな動きと規制緩和－」を発表した。

同報告書は、専門部会の検討課題として、①一層効率的かつ健全な国際金融・資本市場の確立を目指し、外為制度の主要な論点を整理し、規制緩和の在り方を考えること、②複雑化、高度化する国際金融取引について、当局が、その実態を適格に把握・分析し得る態勢を整えておくこと、そして国際収支統計等の形で適切に市場に開示していくこと、③どのようなスキームで電子マネーの開発が考えられるのか、開発者等におけるソフト面での実験等を踏まえ、制度的な対応を探るための枠組みを検討すること、を挙げている。

具体的には、直ちに規制緩和に取り組むべき分野として、①決済関係の規制緩和、②証券外為の拡大、を挙げ（なお、これらについては、同専門部会の議論を踏まえ、3月21日に、大蔵省より「対外決済に係る規制緩和及びいわゆる証券外為の拡大について」が発表された）、今後議論すべき論点として、①事前許可・届出制度、適法性確認、②有事規制、③外為業務の担い手

### ◆預金保険料率の引き上げについて

預金保険機構は、3月26日、運営委員会において、預金保険法第51条第1項の規定に基づき、保険料率（現行0.012%）を、0.048%に引き上げることを議決し、その旨公表を行った。

今回の保険料率引き上げについては、①これまで増加傾向を辿ってきた機構の責任準備金が、今年度末に初めて減少に転ずる見込みにあること、②最近における不良債権問題等、金融機関を取り巻く厳しい経営環境の下で、金融システムの安定性に対する国民の信頼を確保していくためには、機構の財政基盤を拡充する必要があること、③昨年12月に出された金融制度調査会の答申（「金融システム安定化のための諸施策」）においても預金保険料率の引き上げが提言されていること、といった事情を勘案してのもの。なお、新しい保険料率は、平成8年度から適用する予定（本件に関し、大蔵大臣の認可を3月28日に取得）。

### ◆B I S 支払・決済システム委員会、「外為取引における決済リスクについて」と題する報告書を発表

G10諸国の中央銀行で構成するB I S（国際決済銀行）支払・決済システム委員会は、3月27日、「外為取引における決済リスクについて」

と題する報告書を発表した。同報告書は、民間部門と中央銀行が協力しつつ、外為取引の決済リスクを今後短期間のうちに削減するための道筋を提案している（同報告書の内容については、『日本銀行月報』1996年4月号「外為取引の決済リスクに関するB I S報告書について」参照）。

## ◆平成8年度一般会計暫定予算および財政投融资暫定計画の成立について

平成8年度一般会計暫定予算および財政投融资暫定計画は、3月29日、参議院本会議において可決され成立した。暫定予算期間は4月1日～5月20日。その概要は以下のとおり（なお、暫定予算の編成は、平成6年度＜暫定予算50日間、同補正40日間＞以来2年ぶり）。

平成8年度一般会計暫定予算

（単位 億円、%）

	8年度暫定予算額		8年度提出予算額		(A) / (B)
	(A)	構成比	(B)	構成比	
地方交付税交付金	38,580	33.2	136,038	18.1	28.4
国債費	1,040	0.9	163,752	21.8	0.6
産業投資特別会計へ繰入	401	0.3	1,715	0.2	23.4
緊急金融安定化資金	—	—	6,850	0.9	—
一般歳出	76,195	65.6	442,694	58.9	17.2
うち社会保障関係費	23,689	20.4	142,879	19.0	16.6
恩給関係費	4,148	3.6	16,590	2.2	25.0
文教・科学振興費	5,982	5.1	62,270	8.3	9.6
防衛関係費	6,661	5.7	48,455	6.5	13.7
公共事業関係費	29,915	25.7	96,184	12.8	31.1
経済協力費	562	0.5	10,715	1.4	5.2
中小企業対策費	38	0.0	1,855	0.2	2.0
エネルギー対策費	54	0.0	6,923	0.9	0.8
主要食糧関係費	—	—	2,705	0.4	—
その他の事項経費	4,947	4.3	50,618	6.7	9.8
予備費	200	0.2	3,500	0.5	5.7
歳出	116,215	100.0	751,049	100.0	15.5
租税および印紙収入	9,620	25.6	513,450	68.4	1.9
雑収入等	1,596	4.2	27,115	3.6	5.9
公債金	26,200	69.7	210,290	28.0	12.5
平成6年度剰余金受入	194	0.5	194	0.0	100.0
歳入	37,610	100.0	751,049	100.0	5.0
差引歳出超過額	78,605	—	—	—	—

平成8年度財政投融资暫定計画

(単位 億円)

	8年度 暫定計画額	8年度 提出計画額
(特別会計)	7,521	58,074
うち特定国有財産整備特別会計	282	1,030
国立病院特別会計	115	577
国営土地改良事業特別会計	224	713
郵便貯金特別会計	6,900	50,000
(公庫等)	41,826	212,725
うち住宅金融公庫	27,875	109,098
国民金融公庫	3,800	31,900
中小企業金融公庫	472	18,700
環境衛生金融公庫	492	3,615
公営企業金融公庫	6,200	16,880
北海道東北開発公庫	295	1,377
沖縄振興開発金融公庫	192	2,615
日本開発銀行	2,500	14,340
(公団等)	20,847	129,648
うち住宅・都市整備公団	1,443	12,335
年金福祉事業公団	12,700	40,229
農用地整備公団	32	146
森林開発公団	82	209
日本道路公団	4,157	19,260
首都高速道路公団	659	4,148
阪神高速道路公団	581	3,645
本州四国連絡橋公団	640	2,512
日本鉄道建設公団	226	1,438
鉄道整備基金	153	3,343
水資源開発公団	107	917
石油公団	67	798
(地方公共団体)	23,092	87,300
うち地方公共団体	23,092	87,300
(特殊会社等)	—	3,500
運用計	93,286	491,247
資金運用部資金	73,555	373,097
簡保資金	13,531	86,500
政府保証債	6,200	31,000
産業投資特別会	—	650
原資計	93,286	491,247

◆規制緩和推進計画の改定について

政府は、3月29日、「規制緩和推進計画について」(平成7年3月31日閣議決定)を、平成7年度から9年度までの3か年の「規制緩和推進計画」として改定することを閣議決定した。金融・証券・保険関係の規制緩和項目としては、すでに実施されているものも含め、金融関係として、厚生年金基金の運用規制緩和や時価発行公募増資に係る規制緩和等計52項目、証券関係として、大型私募債ルールの見直しやストックオプション制度の検討等79項目、保険関係として、生・損保会社の子会社方式による相互参入等9項目が挙げられている。

◆大蔵省、証券分野の規制緩和について発表

大蔵省は、3月29日、証券分野の規制緩和について発表した。その概要は以下のとおり。

証券分野の規制緩和については、わが国経済、証券市場の状況等を踏まえ、市場の活性化等の観点から鋭意取り組んできているが、今後はさらに、21世紀に向けて活力ある市場を実現するという観点から、一層積極的に取り組むこととする。

証券市場が、わが国経済を支える企業の資金調達、投資家の資産運用、国際的な資金配分等の面で十分機能するためには、自己責任原則の下で、市場原理により資金の配分・運用が行われる、効率的な市場を実現することが何よりも重要である。

このような観点から、証券分野の規制について、証券界等から幅広くヒアリングを行いつつ見直した結果、今般、概要下記のような措置を

講ずることとする。

今回の措置により、証券市場がその役割を十分果たすことを期待している。

## 記

### 1. 市場原理に基づく企業の資金調達の実現

#### (1) ディスクロージャーの充実による自由な資金調達の実現

- ①時価発行公募増資に係るガイドラインの撤廃
- ②公募増資等に係る1株当たり利益・配当基準及び数量制限の撤廃
- ③利益配分ルールの撤廃
- ④時価発行公募増資等における株価審査の廃止

#### (2) 私募債の発行制限等の撤廃

- ①1回当たりの発行額、年間の発行額及び年間の起債回数に係る制限の撤廃
- ②10年度より一定の情報提供を前提として機関投資家間の転売制限を撤廃

#### (3) 店頭市場の活性化

- ①発行登録制度の店頭登録企業への解放
- ②店頭特則市場の対象企業の明確化

### 2. 多様な投資ニーズに対応できる市場の確立

#### (1) 自己責任原則の徹底による投資対象等の拡大等

- ①店頭取引等開始基準設定義務の撤廃
- ②顧客に対する確認書の徴求義務の原則撤廃（ワラント、先物及びオプ

ション取引等を除き、取引開始の際の確認書の一律徴求義務を撤廃)

- (2) 有価証券担保金融に係る規制の緩和  
株式、受益証券、社債の担保証券（現在は公共債のみ）への追加等
- (3) 投資信託を通じた証券投資の促進  
投資信託の運用規制の緩和等

### 3. 証券業務の効率化・多様化

- (1) 店舗規制の原則撤廃（店舗の出店枠・人員規制の撤廃等）
- (2) 証券会社の発行するCPの発行上限の緩和
- (3) 兼業業務の拡大（金銭債権の売買の媒介業務等（金銭債権の流動化）／8年6月実施予定）

### 4. 使い勝手のよいディスクロージャー制度の実現

- (1) 発行登録制度の改善（利用に係る金額基準の緩和等）
- (2) 訂正届出書の弾力的取扱いによる証券発行日程の短縮等

### 5. 報告書等の簡素・合理化

- (1) 光ディスク等による法定帳簿の作成・保存の実現
- (2) 報告書等の整理・合理化（廃止45項目、簡素化70項目）

(注) 今回の措置は、特記しない限り8年4月中に実施予定。

## ◆太平洋銀行の処理方針について

日本銀行は、3月29日、太平洋銀行の処理方針が関係者間で基本的な合意に至った旨の報告を受けたことに関し、対外発表を行った。その内容は以下のとおり。

1. 太平洋銀行（旧第一相互銀行）は、平成元年以来、さくら銀行、富士銀行、東海銀行、三和銀行の支援を受けて経営再建に努めてきたが、従来から不動産関連向け融資の比率が高かったこともあり、いわゆるバブル経済の崩壊とその後の不動産価格の低下等により資産内容の悪化が進み、最近では資金繰りにも困難を来すに至っていた。このため、関係者間で今後の同行のあり方について協議を行ってきた結果、以下の方針で処理を行うことで基本的な合意が得られた旨の報告があった。

- ①経営持続が困難となった太平洋銀行は商法の手続きにより解散する。
- ②太平洋銀行の回収不能資産については、資本金の全額取崩し及び四行負担によって償却する他、ペイオフコストの範囲

内で預金保険の資金援助を要請する。

- ③太平洋銀行の受皿となる新銀行は四行の子会社とするが、法的制限によっては、さくら銀行を代表とすることとなる。
- ④新銀行は四行が引き続き支援する。

2. 昨年来、金融機関の破綻が相次いで発生していることは誠に残念であるが、今般太平洋銀行の経営問題について、抜本的な処理方針が関係者間で合意されたことは、預金者保護及び金融システム全体の安定維持の観点から望ましいものと考えており、日本銀行としても、今回の措置が円滑に実施されることを期待している。

3. なお、太平洋銀行においては、営業譲渡が行われるまでの間、引き続き通常通り営業を継続することとしており、また、営業譲渡に当たり、預金は新銀行に全て引き継がれることとなるので、預金者、市場関係者には本件に関しご理解とご協力をお願いしたい。

## ◆現行金利一覽 (8年4月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期( )内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	3.2	8.3.13 (3.0)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.40	8.3.15 (3.15)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.40	8.3.15 (3.15)
・住宅金融公庫	3.35	8.4.8 (3.10)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.30	8.3.15 (3.05)
(期間5年~7年)	3.35	8.3.15 (3.10)
(期間7年以上)	3.40	8.3.15 (3.15)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

## ◆公社債発行条件 (8年4月15日現在)

	発行条件	改定前発行条件	
国債(10年)	〈4月債〉	〈3月債〉	
	応募者利回り(%)	3.313	3.307
	表面利率(%)	3.2	3.2
割引国債(5年)	〈1月債〉	〈11月債〉	
	応募者利回り(%)	2.473	2.473
	同税引後(%)	2.0	2.0
政府短期証券(60日)	〈9月13日発行分~〉	〈7月31日発行分~〉	
	応募者利回り(%)	0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
政府保証債(10年)	〈4月債〉	〈3月債〉	
	応募者利回り(%)	3.266	3.366
	表面利率(%)	3.2	3.3
公募地方債(10年)	〈4月債〉	〈3月債〉	
	応募者利回り(%)	3.279	3.380
	表面利率(%)	3.2	3.3
利付金融債(3年物)	〈4月債〉	〈3月債〉	
	応募者利回り(%)	1.700	1.700
	表面利率(%)	1.7	1.7
利付金融債(5年物)	〈4月債〉	〈3月債〉	
	応募者利回り(%)	2.300	2.300
	表面利率(%)	2.3	2.3
割引金融債	〈4月後半債〉	〈4月前半債〉	
	応募者利回り(%)	0.603	0.603
	同税引後(%)	0.502	0.502
	割引率(%)	0.59	0.59
	発行価格(円)	99.41	99.41

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、1月30～31日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は3月29日、1月30～31日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

#### (結論)

全会一致で金融政策スタンスを若干緩和することを決定。同時に、連邦準備制度理事会は、公定歩合の引き下げ(5.25%→5.00%、1月31日実施)を決定。次回開催日までの期間の政策スタンス変更の余地については、中立のディレクティブを採択。

#### (政策変更の背景)

米国景気は、在庫調整と、悪天候や政府機関の一部閉鎖といった一時的要因から、最近では拡大テンポが低下。景気拡大は、先行き適度な(acceptable)ペースに戻る可能性が高いが、欧州経済の不振やドル高に伴う輸出鈍化等のダウンサイド・リスクも大きい(significant)。一方、金融緩和によるインフレ・リスクは、現状では極めて限定的。

#### (マネーサプライの目標レンジ)

ハンフリー・ホーキンス法に則った1996年中のマネーサプライ目標レンジ設定については、リンゼイ(Lindsey)理事、イエーレン(Yellen)

理事の2名を除く委員の賛成により、1995年7月に設定した暫定目標値(注)(M<sub>2</sub>:1～5%、M<sub>3</sub>:2～6%、国内非金融機関債務:3～7%<いずれも対前年第4四半期比>)の据え置きを決定。両理事は、M<sub>2</sub>およびM<sub>3</sub>の目標レンジ引き上げが望ましいとして反対。

(注)国内非金融機関債務についてはモニタリング・レンジ。

なお、委員会は、長期的な物価安定に係るFRBの政策意図を外部に伝達する手段として、マネーサプライに代替し得る指標があるかどうかについても議論した。一部の委員は、先行き数年間のインフレ率について明示的な(explicit)数値目標や予測を公表することにより、政策に対する信頼性を高めることができると主張した。一方、他の委員は、マネーサプライに代替し得る指標についてはさらなる検討が必要であり、現在議会で議論されているハンフリー・ホーキンス法改正を巡る動きも考慮に入れる必要があるとして、態度を保留した。

### ◆政府間会議(IGC)の開催

EU加盟国の首脳は、3月29日、イタリアのトリノで臨時欧州理事会を開催し、将来のEU加盟国拡大に備えた欧州連合条約(マーストリヒト条約)の見直しのための政府間会議(IGC: Inter-Governmental Conference)の開会を宣言した。今次IGCの討議項目は以下のとおり。

### ①市民に密接したEU

- ・国際犯罪、テロ、麻薬密輸に対する防衛
- ・亡命・移民ビザ政策の改善

### ②EUの機構・制度改革

- ・立法手続きの簡素化と透明化
- ・特定多数決 (qualified majority voting) の票数の見直しおよび適用拡大
- ・欧州議会の役割と構成の検討

### ③対外活動の強化

- ・EUの共通外交政策の適用原則と範囲の確定
- ・共通外交のための組織の構築
- ・NATOと西欧同盟との関係の明確化

を引き下げた (( ) 内は実施日)。

- ・フランス銀行 (4月11日)  
市場介入金利 3.80% → 3.70%
- ・オランダ銀行 (3月29日) (4月19日)  
債券担保貸付金利 2.75% → 2.50% → 2.00%
- ・ベルギー国立銀行 (4月19日)  
公定歩合 3.00% → 2.50%  
高率適用金利 7.00% → 6.00%
- ・デンマーク国立銀行 (4月19日)  
公定歩合 3.75% → 3.25%
- ・オーストリア国民銀行 (4月19日)  
割引歩合 3.00% → 2.50%  
ロンバートレート 5.25% → 4.75%

## ◆ Bundesbank、公定歩合等を引き下げ

Bundesbankは、4月18日の中央銀行理事会において、公定歩合およびロンバートレートをそれぞれ、3.0%から2.5%、5.0%から4.5%へと引き下げることを決定した (翌日実施)。本件に関し、Bundesbankは、「今回の決定に際し、中央銀行理事会は、物価見通しが引き続き良好であることを考慮した。また、現在力強い拡大をみているマネーサプライが、今後再び鈍化してくると考えている。足元のデータは、マネーサプライの実勢に比し過大なものとなっている。Bundesbankは、オペ金利を変更しないことで、今後の金融政策に関して裁量の余地を残している。」とコメントしている。

## ◆ 欧州各国の中央銀行、政策金利を引き下げ

欧州各国の中央銀行は以下のとおり政策金利

## ◆ 韓国、民間投資家の海外証券取引の自由化を実施

韓国政府 (財政経済院) は、3月22日、民間投資家の海外証券取引の自由化措置を発表、4月1日より実施した。

今回の自由化措置の概要は以下のとおり。

- ①投資額上限の撤廃 (従来は、個人投資家については5億ウォン<約65万ドル>、機関投資家については10億ウォン<約130万ドル>以内)
- ②指定証券取引所制度の廃止 (従来は、ニューヨーク、ロンドン、東京などの13取引所の上場証券のみ取引が可能)
- ③取引対象の拡大 (従来は上記取引所の上場証券に限られていた取引対象を、非上場証券、CP、CDに拡大)
- ④証券会社と一般投資家間の外貨建て証券取引の解禁

### ◆韓国、総選挙を実施

韓国では4月11日、総選挙が実施され、与党の新韓国党（党首金泳三大統領）が引き続き第1党となった。

党派別の獲得議席は以下のとおり。

	党	首	議	席	数
新韓国党	金	泳	三		139
新政治国民会議	金	大	中		79
自由民主連合	金	鍾	泌		50
民主党	金	元基	張炳		15
無所属		—			16

### ◆台湾中央銀行、預金準備率を引き下げ

台湾中央銀行は、3月8日、預金準備率の0.35～1.25%ポイント引き下げを実施した。

(単位 %)

	当座預金	普通預金	定期預金	貯蓄預金	
				普通	定期
1995年11月7日実施	23.75	21.75	8.875	14.25	6.875
96年3月8日実施 (今回)	22.50	20.50	8.525	13.00	6.525
今回の下げ幅	△1.25	△1.25	△0.35	△1.25	△0.35

### ◆香港、1996年経済見通しと1996年度予算案を立法評議会に提出

香港政庁は、3月6日、1996年の経済見通し、および1996年度（1996年4月～97年3月）予算案を立法評議会に提出した。

主な内容は以下のとおり。

#### ①1996年の経済見通し

経済成長率については、地価の持ち直しに伴う消費者コンフィデンスの改善や金利低下等を背景とする個人消費の回復に加え、空港関連等インフラ投資や民間設備投資の好調持続を見込み、前年比+5.0%と1995年（同+4.6%）を上回る見通し。

なお、物価については、CPI上昇率は前年比+7.5%と1995年（同+8.7%）から低下する見通し。

#### ②1996年度予算案

景気拡大見通し等から、歳入（2,292億香港ドル、1995年度当初予算比+13.9%）の伸びが歳出（2,276億香港ドル、同+11.6%）の伸びを上回るため、財政収支は黒字転化となる見通し（16億香港ドル、1995年度当初予算見通し、△25億香港ドル）。

### ◆シンガポール、1996年度予算案と税制改正案を議会に提出

シンガポール政府は、2月28日、1996年度（1996年4月～1997年3月）予算案および税制改正案を議会に提出した。

(予算案)

歳出では、開発支出が大型プロジェクトの1服から前年度比マイナスとなる一方、歳入は、所得税（前年度比+9.6%）、GST（物品サービス税、同+9.7%）収入を中心に高めの伸びを見込んでいる。このため、財政収支の黒字幅は71億シンガポール・ドルと前年（63億シンガポール・ドル）を上回る見通し。

### 1996年度予算案

	金額(億シンガポール・ドル)	前年度修正予算比 (%)
歳入	259.5	6.0
歳出	188.8	3.7
経常支出	127.9	7.9
開発支出	60.9	△ 4.1
財政収支	70.7	12.5

(税制改正案)

財政バランスの改善を背景に各種減税措置を策定。主な内容は以下のとおり。

- ①1996年度分の所得税について10%の還付を実施（当年度限りの時限措置）。また、1997年度より所得税の最高税率を引き下げる（30%→28%）とともに、税率区分を簡素化（14区分→10区分）。
- ②1997年度より法人税率を引き下げ（27%→26%）。
- ③1996年7月より固定資産税率を引き下げ（13%→12%）。
- ④不動産取引に係る印紙税率を引き下げ。
- ⑤非居住者へのロイヤリティおよび利子支払いに係る源泉課税率を引き下げ（27%→15%）。

### ◆フィリピン、規制緩和4法が成立

フィリピンでは、3月28日、4つの規制緩和法が成立した。主な内容は以下のとおり。

- ①主食の米を除き、農産物の輸入数量制限を撤廃。
- ②輸入関税の課税基準の変更（従来は、割高な国内価格を課税基準としてきたが、これを輸入価格に変更）。
- ③石油産業に関する規制緩和（石油価格の自

由化と関税引き下げ、石油精製事業への参入制限の緩和等）。

- ④外国からの進出企業の最低資本金の引き下げ（50万ドル→20万ドル）。

### ◆フィリピン、1996年インフレ率目標値を上方修正

フィリピン政府とIMFは、3月7日、1996年のインフレ率（CPI前年比）目標値を、当初の+6.0~7.0%から+7.5~8.5%に上方修正することで合意し、公表した。フィリピンでは、天候不順の影響から食料品価格が高騰していることに加え、1996年初からの拡大付加価値税導入等もあって、CPI前年比は1995年9月以降10%を超える水準で推移している。

### ◆タイ、1997年度予算案を閣議承認

タイ政府は、4月2日、総額9,790億バーツ（歳出の前年度予算比+16.1%、収支尻は均衡）の1997年度（1996年10月~1997年9月）予算案を閣議承認。特徴点は、インフラを中心とする投資支出の高い伸びを見込んでいる点。

(単位 億バーツ、%、( ) 内対GDP比)

	1996年度	97年度	前年比
歳入	8,669 (18.5)	9,790 (18.5)	12.9
歳出	8,432 (18.0)	9,790 (18.5)	16.1
投資支出	3,303 (7.1)	4,173 (7.9)	26.3
経常支出	4,794 (10.2)	5,372 (10.1)	12.1
国債支出	335 (0.7)	245 (0.5)	△27.0
財政収支	237 (0.5)	0 (0.0)	—

## ◆マレーシア中央銀行、1995年年次経済報告書を発表

マレーシア中央銀行は、3月27日、1995年中央銀行年次報告書の中で同国経済の現状と今後の見通しを発表した。

1995年の実績については、輸出と設備投資を中心として実質GDP成長率が1994年（前年比+9.2%）を上回る高い伸び（同+9.5%）となる一方、消費者物価上昇率は前年（同+3.7%）を下回る+3.4%となった。この間、資本財・中間財の輸入増加に伴い経常収支は悪化した（1994年△110億リング<対GNP比△6.2%>→1995年△178億リング<同△8.8%>）。

1996年の見通しについては、金融引き締めにより成長率の低下（実質GDP前年比+8.3%）を見込んでいるほか、消費者物価上昇率は引き続き+4.0%以下に抑制することを目標としている。この間、経常収支は小幅の改善にとどまる見込み（△170億リング<対GNP比、△7.5%>）。

## ◆インドネシア、1996年度予算が成立

インドネシアでは、2月29日、総額90兆6千億ルピア（前年度当初予算比+16.1%）の1996年度（1996年4月～1997年3月）予算が成立。内容をみると、歳入面では、景気拡大を背景に所得税や付加価値税を中心とした税収の大幅増を見込む一方、歳出面では、公務員給与の引き上げ等から、経常経費が高い伸びとなっているほか、インフラ整備を中心とする開発支出も高水準。

（単位 億ルピア、%）

		1996年度	前年度比	構成比
歳	入	906,164	16.1	100.0
国	内 歳 入	782,028	18.0	86.3
	石油・ガス収入	141,201	6.4	15.6
	非石油・ガス収入	640,827	20.9	70.7
	所 得 税	237,080	23.2	26.2
	付 加 価 値 税	217,884	30.8	24.0
	海外からの援助・借入等	124,136	5.6	13.7
歳	出	906,164	16.1	100.0
経	常 歳 出	561,137	18.8	61.9
	人 件 費	182,806	19.1	20.2
	対 外 債 務 支 出	202,268	11.0	22.3
開	発 歳 出	345,027	12.1	38.1

## ◆インドネシア政府、「国民車計画」を発表

インドネシア政府は、2月28日、自動車産業の国際競争力の向上を企図した「国民車計画」を発表した。その主な内容は以下のとおり。

- (1) 政府が認定する「国民車」の条件は、
- ①国内資本100%のメーカーの施設を利用し、国内で生産されること、
  - ②生産される車は、他社が登録していない独自モデルで、インドネシア法人または個人が所有するブランド・ネームを使用すること、
  - ③インドネシアの技術、デザインで開発されること。
- なお、上記「国民車」は、国内での部品調達について、1年目20%以上、2年目40%以上、3年目60%以上という調達率を達成しなければならないと定められている。

(2) これらの条件を満たす車を生産するメーカーは「パイオニア企業」として認定され、①国内で生産されていない部品の輸入に係る関税（最高65%）および、②国内販売に係る奢侈品税（最高35%）が免除されるほか、部品の国内調達、輸出等について優遇措置が受けられる。

## ◆中国、李鵬首相報告と1996年度予算を採択

中国では、第8期全国人民代表大会第4回会議（全人代）が3月5日から17日まで開催され、李鵬首相報告（第9次5か年計画〈計画期間1996～2000年〉と2010年までの長期目標等）、1996年度予算等を採択した。

（李鵬首相報告）

### ①第9次5か年計画と2010年までの長期目標

	第9次5か年計画 (1996～2000年)		2010年まで の長期目標	<参考> 95年実績
	年平均	うち96年		
実質GNP成長率	+8%	+8%	GNP総額を 2000年の2倍に	+10.2%
小売物価上昇率	GNPの伸び率以下	+10%前後	—	+14.8%

- ②国有企業改革の推進
- ③地域間格差の是正
- ④農業生産の向上

（1996年度予算）

成長率の鈍化や輸入関税率の引き下げ等から歳入の伸びが鈍化（1995年前年比+18.6%→1996年同+11.1%）する一方、建設投資等歳出の伸びを抑制する（1995年同+17.6%→1996年同+9.9%）ことにより、財政収支の赤字幅は小

幅縮小（1995年△621億元→1996年△614億元）を見込んでいる。

## ◆中国人民銀行、インフレ補填制度を廃止

中国人民銀行は、4月1日より、新規に預入された期間3年以上の定期預金に対するインフレ補填制度を廃止した。インフレ補填は物価上昇が加速した時期に、預金の目減りを防ぐ目的で事後的に預金金利を上乗せする制度であり、今回の局面では期間3年以上の定期預金について1993年7月から導入されていた。

## ◆中国人民銀行上海分行、外国銀行のサブブランチ設立許可を発表

中国人民銀行上海分行は、3月20日、上海において、外国銀行が既存の支店に加え、サブブランチを設立することを許可する旨発表した。従来、中国では、外国銀行の支店設立は1都市1支店のみ認められていた。

## ◆中国国務院、関税免除措置を廃止

中国国務院は、4月1日以降中国に新規進出する外資系企業の資本財（原材料、設備）輸入に係る関税免除措置を廃止した。

ただし、5経済特区および上海浦東地区では猶予期間が設けられるほか、30百万ドル以上を投資している既存の外資系企業については1997年末まで、30百万ドル未満の既存の外資系企業については1996年末まで免税廃止を延期した。

## ◆中国国務院、輸入関税率を引き下げ

中国国務院は、4月1日から輸入関税率を引き下げた（平均36%→23%）。